

高齢者等ふれあいサロン（いきいきサロン）活動助成事業実施要項

愛荘町社会福祉協議会

（趣旨）

第1条 住みなれた愛荘町で安心して暮らせる「まちづくり」を進めるために、小地域福祉活動はますます重要となってきた。

そこで、小地域（自治会組織）において、高齢者や地域住民が互いに交流をして日常生活の活性化を図り、地域の住民が共同で運営していくための仲間づくり活動（サロン）を支援する。

（実施者）

第2条 社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会が実施する。

（助成対象）

- 第3条
1. サロンを開催する自治会または自治会内で組織する団体に交付する。
 2. サロンについては下記の各項目を満たして実施していることを助成要件とする。
 - ①ひとり暮らし・昼間ひとり暮らし高齢者など、社会参加や交流の範囲が狭くなりがちな方等を対象としていること。
 - ②サロンを自治会と連携した福祉活動に位置づけ、ボランティアの発掘・育成・組織化につながる活動であること。
 - ③社会福祉協議会や地域包括支援センター等福祉に関する機関との連携を図ること。
 - ④自治会内への啓発をおこない、自治会住民の理解を図ること。
 3. その他、本会会長が必要と認めたサロンに対して交付する。

（交付申請および交付請求）

- 第4条
1. 助成金を受けようとするものは、別に定める期日までに下記の内容を本会に提出するものとする。
 - ①申請書（別紙様式 1-1）および計画書（別紙様式 1-2）
 - ②活動報告書（別紙様式 1-3・4）
 2. 助成金額は、事業実績・自治会内への周知広報活動に基づき算出し、書面によって通知する。
 3. 本会から助成金交付の決定を受けた自治会は、所定の請求書により助成金を請求するものとする。

なお、助成対象となった場合は、団体名・代表者名・助成金額・事業内容等を公表することがある。

（助成金の返還）

第5条 事業報告内容に虚偽があることが判明したときには、助成金の全額または一部の返還を求められることがある。

付則 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成19年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成22年4月1日から施行する。

付則 この要項は、平成29年4月1日から施行する。